

平成19年度の介護保険の保険給付額は24億1,032万円で、18年度と比較して約35%の増加となっています。

また、平成19年度の40歳以上の初老期認知症や脳血管疾患などの特定疾病該当者、および65歳以上の方で認定を受けている方は、18年度より若干増加しています。また、平成19年度末の羽生市の要支援・要介護認定者の内訳は、図1のとおりです。

サービス別の保険給付状況

平成19年度のサービス別保険給付状況(図2)は、介護費用から利用者負担(原則として介護費用の1割)を除いたものです。また、利用者負担が一定額(図3)を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。

保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料は納期限後、納め忘れた期間が1年以上経過すると、保険給付制限を受ける場合があります。また、現在介護サービスを受給していない方も、介護サービスが必要となったとき、納め忘れた期間に応じて給付制限を受ける場合がありますので、納め忘れにご注意ください。

平成19年度の保険給付額は18年度に対し35%の増加

介護保険は、寝たきりや認知症の高齢者等を社会全体で支える制度で、40歳以上の皆さんの介護保険料や市、県、国の負担金を財源として運営されています。

今回は、平成19年度の介護保険の決算状況についてお知らせします。

介護保険

保健医療課
(内線164)

平成20年度からの国民健康保険税率等

・国民健康保険税は、次の医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分から成り立っています。

【医療給付費分】

国保被保険者の方々の医療費等に充てるものです。

所得割	資産割	均等割	平等割
8.3%	45%	16,000円	19,000円
↓	↓	↓	↓
5.9%に引き下げ	39%に引き下げ	9,500円に引き下げ	19,000円に据え置き

【介護納付金分】

65歳以上の方々の介護支援の財源となっており、国保被保険者の40歳から64歳の方々に負担をいただいています。

所得割	均等割
1.1%から1.4%に引き上げ	6,700円から8,500円に引き上げ

【後期高齢者支援金分】

医療制度改革により、75歳以上の方々に対する医療保険者からの財政支援措置として、新設されたものです。

所得割	均等割
2.6%	9,000円

平成19年度 介護保険決算状況

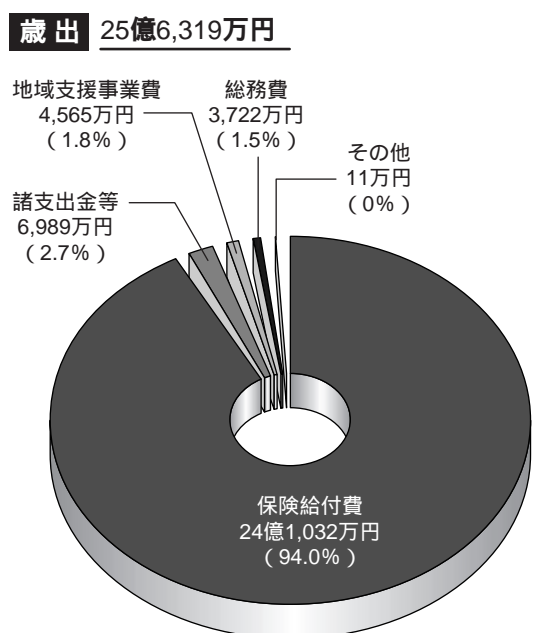
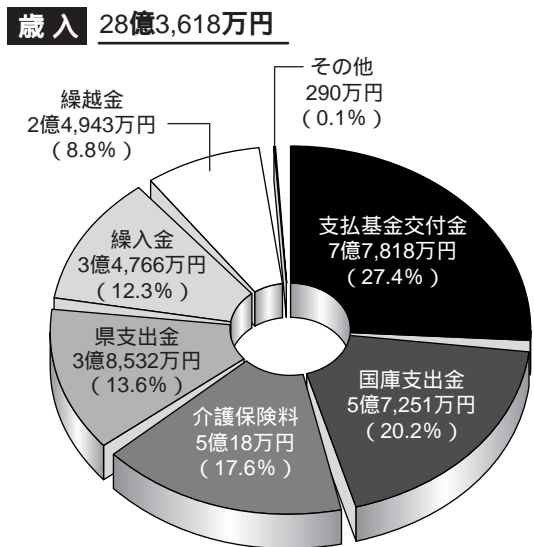


図1 要支援・要介護認定者数

平成20年3月末現在

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	年代別人口	要介護者等割合(%)
75歳以上	131	149	264	219	263	260	104	1390	5,567	24.9
65歳以上から75歳未満	14	23	41	52	45	45	16	236	6,363	3.7
40歳以上から65歳未満	6	9	9	18	16	11	3	72	20,359	0.3
総数	151	181	314	289	324	316	123	1698	32,289	5.2

要介護1～5は、介護を必要とする度合いを表し、数の大きいほど介護を必要とします。

図2 保険給付状況

区分	件数	給付額(万円)	1件あたり	区分	件数	給付額(万円)	1件あたり
在宅サービス	19,752	101,623	51,449	ケアプラン作成	10,923	10,336	9,463
施設サービス	4,944	113,307	229,181	審査支払手数料	35,264	318	90
特定入所者サービス	5,024	11,937	23,760	計	79,580	241,032	
高額介護サービス	3,673	3,511	9,559				

図3 高額介護サービスの支給

介護サービスを受けた場合、費用の1割は利用者が負担し、残りの9割は介護保険から支払われます。利用者負担が高額になり、下記の上限を超えた場合は、その超えた金額が高額介護サービス費として利用者に支給されます。該当する方には、市から申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

負担段階	対象者	個人負担上限額(月額)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	15,000円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	15,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	24,600円
第4段階	・上記以外の方	37,200円

なお、介護施設に入所している方については、居住費と食費の全額が自己負担となっていますが、申請に基づき上記の負担段階に応じて第1段階から第3段階に該当する方は負担が軽減されます。

有料広告

第3回無料体験教室開催！
さわやか健美体操

*11月30日(日)午前10時よりワークヒルズ羽生にて伊奈町の県民活動センターで大好評を頂いた講座です。参加者全員に研修証明証を発行します。皆様お誘い合わせの上お気軽にご参加下さい。
NPO法人日本福祉健康指導者協議会認定校

中伝療術学院
羽生市中岩瀬803-1 ☎560-3502
学院長・医学博士 小林英男

身近な相続・遺言相談室

相続を争族としない為に、遺言はとて大切です。

ご相談は初回無料です。(ご予約下さい)
☎048-580-7391(代) 羽生市東6-9-1
ケンコーセンター前ビッグエー並び 駐車場利用可

相続業務専門行政書士 川島幸雄・出井賢朋

HANYU CLINIC メディモ・羽生内科

内科・痔瘻科・泌尿器科・アレルギー科・産婦人科
院長 小林 毅之

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
10:00-13:00	○	○	○	○	○	○	○
15:00-19:30	○	○	○	○	○	○	○
19:00-17:00	○	○	○	○	○	○	○

休診日/本館・実業大学・朝日
〒348-0039 埼玉県羽生市川崎2-281-3 イオンモール羽生1F
TEL 048-580-5558 FAX 048-580-5571
【インターネット予約可/往診可】
http://www.mhnaika.com